

実務特集 法人

間違いやすい交際費の処理

ポイント早分かり 決算対策 ③

アドバイザー/公認会計士・税理士 土屋晴行



昨今の円高株安の状況を考慮すると、「交際費」が決算対策の大きなポイントとなる。ここでは、税法上の交際費処理について解説する。

◎ポイント1 税法上の交際費と、会計上の交際費は区分されているか

税法上の交際費については、その範囲が広く規定されている。しかし、会計処理にあたっては、会計上の交際費とされるものだけを交際費勘定に計上する。したがって、商談打ち合わせの際に、来客に対して通常の昼食を出したときの食事費用などのように、会計処理上は交際費とするものであっても、税法上の交際費とならないものもある。

逆に、営業担当者が得意先を接待した場合、深夜に帰宅するためにタクシーを利用したとする。そのタクシー代は「交際費・接待のために要した費用」であることに変わりはないから、たとえ会計上では旅費・交通費として処理されているときであっても、税法上は交際費として扱われる。

◎ポイント2 社内交際費も含まれているか

税法上の交際費は「交際費・接待費・機密費・その他の費用で、法人がその得意先・仕入先・その他事業に関係ある者に対する、接待・供応・慰安・その他これに類する行為のために支出するもの」と

経費区分に落とし穴

されている。「(1)で、その他事業に関係ある者」というのは、得意先や仕入先のように、直接、事業に関係ある社外の者に限らず、役員・使用人などの社内の者や、株主などはもちろん、間接的にその法人の利害に関係する者も含まれる。

◎ポイント3 間接支出の交際費も含まれているか

交際費は、法人が直接支出するものと、間接的に支出するものとの間を問わない。したがって、次のような支出が「分担金」「諸会費」などとして処理されているとしても、税法上では交際費とされる。

①2以上の法人が行動して接待・供応などをして、その費用の分担金を支出したとき

②同業者の団体が接待・供応などをして、法人がその分担金を支出したとき

③もっぱら団体間の懇親と親睦(しんぼく)のための会合を催すことを目的として組織された認められる団体に対する会費を支出するとき

たとえば、「〇〇株式会社協力会」があり、その会が忘年会・新年会などを催すだけの団体であるときには、その会費は交際費となる。これらの団体は「会員相互の話し合

いによって社会的連帯の高揚を図ると共に、社会奉仕を行う」ことを目的としているが、その経常会費などは、会合の食事代などに充当されると考えられるためだ。同じような考えから、特約店が小売店を旅行に招待する費用をメーカーが販売奨励金として負担したときにも交際費とされる。

◎ポイント4 通常、要する額を超えていないか

支出が、それぞれのケースで、普通必要とする額の範囲内ならば広告宣伝費、会議費や福利厚生費などとして処理することができ。しかし、普通必要とする額を超えると、交際費課税を受ける。その限界が判定のポイントとなる。

「通常、要する額」の判定については、具体的な基準が定められていないので、ケース・バイ・ケースで判定する必要がある。したがって、支出の内容・支出する会社の規模・業態、または会社の慣行などによって、その支出の実情に応じて判定することになる。「通常、要する額」を判断するポイントは次の通り。

①支出の相手方(取引実績などから判断)

②相手方の身分や地位

③社会の支出慣例

④支出金額

⑤酒類提供の有無

家族に財産を残すテクニック

相続税対策

実務特集 個人

遺言書作成のすすめ

アドバイザー/ランドマーク税理士法人代表社員 税理士 清田幸弘



1. はじめに

なぜ「遺言」が必要なのか。それは、「トラブルを回避し、相続をスムーズに行うため」である。また、相続人以外の者に財産を与える場合も遺言が必要となる。

2. 遺言の必要性

相続が発生した場合、被相続人の遺産については、法律で定める割合(法定相続分)で各相続人に権利が発生する。

これは遺産の全部について、相続人全員が共同で所有をしている状態であり、土地・建物・株式・預貯金といった個々の財産について各相続人の単独所有とするためには、相続人全員による話し合い(遺産分割協議)が必要となる。

しかし、遺産分割協議は相続人全員が承諾し

ないと、その協議は成立しないため、話し合いがこじれて相続人間で遺産争いが起こることが往々としてある。

また、遺産分割協議に期限はないが、相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、相続税の計算上において以下のような特例の適用が受けられなくなるため注意が必要である。

①配偶者に対する相続税額の軽減

②小規模宅地等の特例

3. 遺言が必要なケース等

①夫婦間に子どもがない場合

②相続人がいない場合

③内縁の妻または夫がいる場合

④事業を継ぐ子どもに事業用財産を相続させたい場合

⑤先妻との間に子どもがいる場合

⑥前記以外で、相続人ごとに承継させたい財産を指定したいとき

公正証書遺言でトラブル回避

公正証書遺言とは、公正証書遺言を作成し、個々の財産の帰属について明確にしておけば、相続人間の争いを未然に防ぐことができると共に、税務上のメリットも享受できる。

③物納

④農地等の納税猶予

申告期限から3年以内に分割が決定した場合には①と②の適用はさかのぼって受けることができる。さらに、相続した財産を申告期限後3年以内に売却した場合、相続税の取得費加算の特例を受けることができるが、分割協議が長引いた場合この特例の適用も受けられなくなる。したがって申告期限内に遺産分割を決めるのが理想的であるが、遅くとも申告期限後3年以内には遺産分割を決めたい。

ため、これを誰に相続させるかを決めておくとよい。また、身体障害のある子に多く相続させたい、遺言者が特に世話になっている子に多く相続させたい、孫に遺贈したい、というように遺言者のそれぞれの家族関係の状況に応じて、具体的妥当性のあるかたちで財産承継をさせたい場合には、遺言書を作成する必要がある。

トラブルを回避するという観点では、公正証書遺言が自筆証書遺言よりも有効である。また、相続人(兄弟姉妹を除く)には「遺留分」があるため、それらに配慮した遺産分割をしたい。なお、遺言書を作成する際は、専門家に相談することをお勧めする。(つづく)

前回掲載した「不動産の相続対策」の補足事項。「[相当の地代]がある場合」の貸宅地の評価は、前提条件として権利金や特別の経済的利益を受けていない場合です。



遺産分割協議の潤滑油